

<月次報告様式>

令和2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R3.1.28	R3.2.1	1 消防用設備等設置届出書（平成4年9月29日新予（設）第3716号）のうち、別記様式第1号の2の3の2 2 消防用設備等着工届出書（平成4年1月29日新予（着）第2105号）のうち、自動火災報知設備概要表、設備系統図及び平面図	38	●														東京消防庁予防部予防課
2	R2.12.11	R3.2.1	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成12年8月2日12芝三（防）第127号）、消防計画作成（変更）届出書一式（平成19年6月13日19芝三（防）第106号）	104		●				●									（3号）放送文例、メールアドレス及びパスワード等は、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため 東京消防庁予防部防火管理課
3	R2.12.11	R3.2.1	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成12年12月26日12芝三（防）第242号）、消防計画作成（変更）届出書一式（平成13年11月27日13芝三（防）第223号）、消防計画作成（変更）届出書一式（平成15年11月26日15芝三（防）第176号）、消防計画作成（変更）届出書（平成24年7月3日24芝三（防）第166号）、消防計画作成（変更）届出書（平成26年10月3日26芝三（防）第371号）	10	●														東京消防庁予防部防火管理課
4	R3.1.25	R3.2.2	○（豊島区○丁目○番○号）に係る以下の書類（印影及び個人情報を除く。） (1) 少量危険物の貯蔵・取扱届出書（平成14年1月30日池高（少）第21号） (2) 少量危険物貯蔵取扱所設置（変更）届出書（平成19年9月20日池高（少）第1号）	14	●														東京消防庁予防部危険物課
5	R2.1.22	R2.2.2	以下の救急隊の救急出場に関する様式第35号小隊活動記録票 (1) 玉川消防署奥沢救急隊（平成25年1月○日○時○分覚知） (2) 目黒消防署目黒第1救急隊（平成25年5月○日○時○分覚知） (3) 目黒消防署目黒第2救急隊（平成25年8月○日○時○分覚知） (4) 玉川消防署奥沢救急隊（平成25年10月○日○時○分覚知） (5) 玉川消防署奥沢救急隊（平成27年1月○日○時○分覚知） (6) 目黒消防署目黒第2救急隊（平成27年3月○日○時○分覚知） (7) 玉川消防署奥沢救急隊（平成27年12月○日○時○分覚知） (8) 荏原消防署旗の台救急隊（平成28年3月○日○時○分覚知） (9) 玉川消防署奥沢救急隊（平成29年3月○日○時○分覚知） (10) 荏原消防署旗の台救急隊（平成29年8月○日○時○分覚知） (11) 玉川消防署奥沢救急隊（平成30年1月○日○時○分覚知） (12) 目黒消防署大岡山救急隊（平成30年4月○日○時○分覚知） (13) 玉川消防署玉川救急隊（平成30年7月○日○時○分覚知） (14) 目黒消防署大岡山救急隊（平成30年11月○日○時○分覚知） (15) 目黒消防署大岡山救急隊（平成31年1月○日○時○分覚知） (16) 玉川消防署奥沢救急隊（令和元年5月○日○時○分覚知） (17) 目黒消防署大岡山救急隊（令和元年7月○日○時○分覚知） (18) 目黒消防署碑文谷救急隊（令和2年3月○日○時○分覚知） (19) 目黒消防署大岡山救急隊（令和2年4月○日○時○分覚知） (20) 目黒消防署大岡山救急隊（令和2年7月○日○時○分覚知） (21) 目黒消防署大岡山救急隊（令和2年10月○日○時○分覚知） (22) 玉川消防署奥沢救急隊（令和2年12月○日○時○分覚知）	22	●				●										（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 東京消防庁救急部救急管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	(根拠規定) 条例7条										
										1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号	9号
6	R3.1.26	R3.2.2	○(東京都中野区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和2年9月9日2野予(報)第616号)	3	●													東京消防庁予防部査察課		
7	R3.1.29	R3.2.3	1 消防用設備等設置届出書(平成8年4月5日品予(設)第329号)のうち、別記様式第1号の2の3 2 消防用設備等着工届出書(平成8年3月15日品予(着)第146号)のうち、設備図	3	●													東京消防庁予防部予防課		
8	R3.2.1	R3.2.3	○(東京都港区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和元年12月4日31芝三(報)第140号)	17	●													東京消防庁予防部査察課		
9	R3.2.1	R3.2.3	○(東京都文京区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成30年3月14日29小予(報)第1312号)	16	●													東京消防庁予防部査察課		
10	R3.2.2	R3.2.3	○(東京都世田谷区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成31年2月6日30成鳥(報)第365号)	5	●													東京消防庁予防部査察課		
11	R3.1.12	R3.2.3	○(東京都練馬区○丁目○番○号)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成20年5月15日20練予(防)第132号)	15		●											●	(4号)住戸等に係る共用部分の情報 は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課	
12	R3.1.13	R3.2.3	○(東京都中央区○丁目○番○号)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成29年11月6日29日予(防)第1780号)	45		●												● ●	(2号)氏名等の情報は、個人に関する 情報で特定の個人を識別することができる ものであるため (4号)印影の情報は、偽造等の犯罪に 悪用され、財産が脅かされるおそれがある ため	東京消防庁予防部防火管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号
20	R3.1.26	R3.2.9	○（新宿区○番○号）に係る次の公文書 (1) ○宛ての立入検査結果通知書（平成17年8月4日交付） (2) ○宛ての立入検査結果通知書（平成17年8月24日交付） (3) ○宛ての立入検査結果通知書（平成21年7月23日交付） (4) ○宛ての立入検査結果通知書（平成24年3月22日交付） (5) ○宛ての立入検査結果通知書（平成28年2月15日交付） (6) ○宛ての立入検査結果通知書（令和2年8月6日交付） (7) ○宛ての立入検査結果通知書（平成24年3月22日交付） (8) ○宛ての立入検査結果通知書（平成28年2月15日交付）	17	●													東京消防庁予防部査察課	
21	R3.1.29	R3.2.10	消防用設備等（特殊消防設備等）設置届出書（平成24年2月27日23志高予（設）第49号）一式	10		●					●	●						（2号）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため （2号）住戸の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （4号）住戸の情報は、公にすることにより、住戸の各室の配置状況を把握することが可能となり、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため （4号）共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため （4号）印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課
22	R3.1.29	R3.2.10	防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（昭和45年5月7日渋谷消防署受理第89号）のうち、火災報知設備の概要表、電源系統標準図、系統図及び平面図	12		●					●							（4号）共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
23	R3.1.29	R3.2.10	防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和48年12月8日江予（収）第148号）のうち、平面図及び立面図	2		●					●							（4号）共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
24	R3.1.29	R3.2.10	1○（東京都江戸川区○丁目○番○号） 2○（東京都江戸川区○丁目○番○号） 上記に係る防火対象物使用（変更）届出書のうち、平面図及び立面図	0				●										（不存在）請求に係る公文書は、届出されておらず、実施機関では取得していないため存在しない。	東京消防庁予防部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
25	R3.2.1	R3.2.10	○(北区○丁目○番○号)に係る平成30年以降の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	0				●										(不存在)当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関では取得しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
26	R2.12.9	R3.2.10	火災調査書類(令和2年12月4日31麻予(調)第50号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)、火災出場時における見分調査(様式第17号及び様式第26号)、現場見分調査(1)(様式第18号及び様式第26号)、現場見分調査(2)(様式第18号及び様式第26号)、鑑識見分調査(第1回)(様式第18号及び様式第26号)、質問調査(様式第19号及び様式第26号)、延焼状況等調査(様式第20号)、出火建物・避難状況等調査(様式第21号及び様式第26号)、建物・収容物損害調査書(様式第23号)、死傷者調査書(様式第25号及び様式第25号の2)、火災損害状況調査(様式第7号)	115		●					●	●	●					(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (4号)公にすることにより、住戸内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かす恐れがあると認められるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
27	R2.12.16	R3.2.10	火災調査書類(令和2年12月4日31麻予(調)第50号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)、火災出場時における見分調査(様式第17号及び様式第26号)、現場見分調査(1)(様式第18号及び様式第26号)、現場見分調査(2)(様式第18号及び様式第26号)、鑑識見分調査(第1回)(様式第18号及び様式第26号)、質問調査(様式第19号及び様式第26号)、延焼状況等調査(様式第20号)、出火建物・避難状況等調査(様式第21号及び様式第26号)、建物・収容物損害調査書(様式第23号)、死傷者調査書(様式第25号及び様式第25号の2)、火災損害状況調査(様式第7号)	115		●					●	●	●					(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (4号)公にすることにより、住戸内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かす恐れがあると認められるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
28	R3.2.1	R3.2.12	防火対象物使用(変更)届出書その1(平成2年9月6日国予(使)第237号)のうち、配置図、平面図及び立面図	8		●					●	●						(2号)住戸の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (4号)住戸の情報は、公にすることにより、住戸の各室の配置状況を把握することが可能となり、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため (4号)共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存在 存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
35	R3.1.20	R3.2.15	○(東京都港区○丁目○番○号)に係る全体についての消防計画作成(変更)届出書一式(平成28年11月24日28芝予(防)第210号)、共用部分に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成28年11月24日28芝予(防)第3645号)、○に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成28年11月24日28芝予(防)第3644号)、○に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成28年11月24日28芝予(防)第3646号)	70	●														東京消防庁予防部防火管理課
36	R3.2.3	R3.2.16	検査結果書(令和2年12月10日交付2調予(使)第77号)	1	●					●									(2号)印影は、特定の個人を識別することができる情報であるため (2号)氏名の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため 東京消防庁予防部予防課
37	R3.2.3	R3.2.16	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成22年1月6日21荒予(設)第296号)一式	60	●					●	●								(2号)氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (2号)住戸の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (2号)印影は、特定の個人を識別することができる情報であるため (4号)印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため (4号)住戸に係る共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため (4号)図面の一部分の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため (4号)住戸の情報は、公にすることにより、住戸の各室の配置状況を把握することが可能となり、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため 東京消防庁予防部予防課

